

速度取締り指針

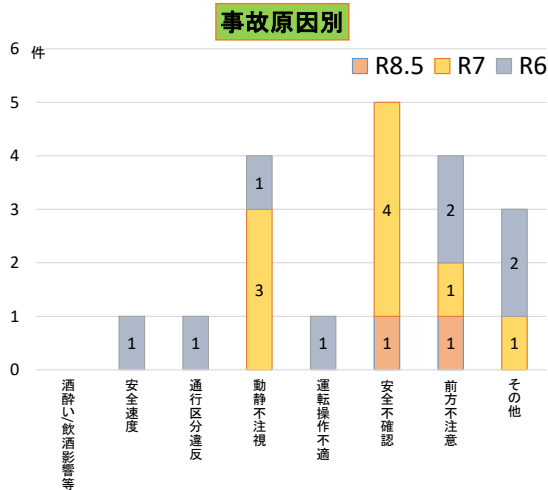
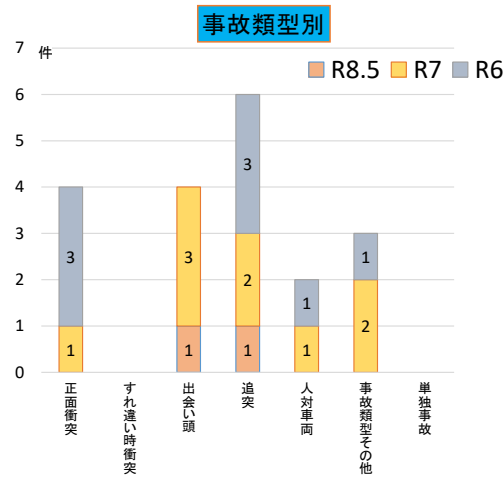
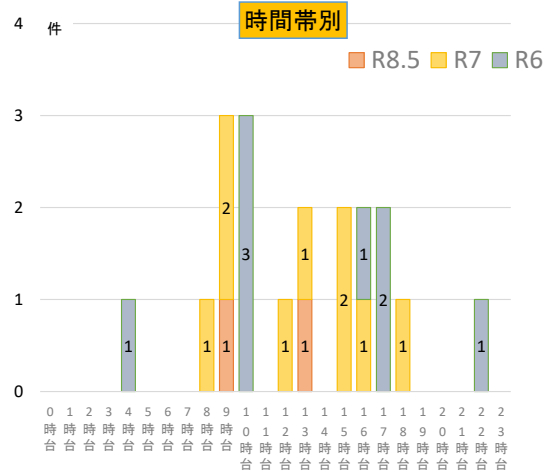
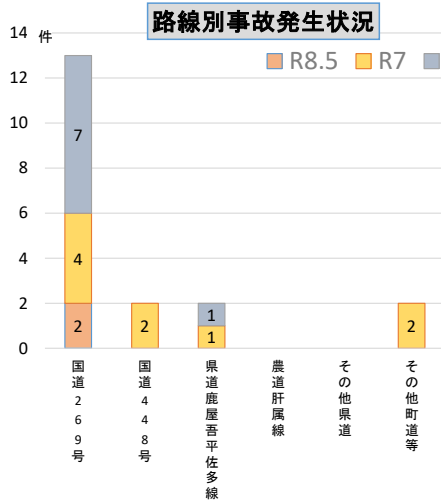
令和8年6月
錦江警察署

1 錦江警察署の速度取締り重点路線

重点路線	規制速度	重点取締り時間帯
国道269号	40km/h、50km/h	7:00～19:00
国道448号	40km/h、50km/h	
県道68号線鹿屋吾平佐多線	40km/h、50km/h	

※ 重点路線以外の場所や時間帯であっても取締りを実施します。

2 錦江警察署管内における交通事故実態(令和6年から令和8年5月末まで)



管内の交通事故分析結果

- 錦江署管内交通事故発生件数(令和8年5月末)人身事故2件、負傷者2人、死者0人
- 令和6年から令和8年5月末までの交通事故を分析した結果
 - ① 交通事故の約7割が国道269号で発生
 - ② 発生時間は、午前8時から午後7時までの間に約9割が発生
 - ③ 追突、正面衝突、出会い頭による事故が多く発生
 - ④ 安全不確認、前方不注意、動静不注視といったドライバーの緊張感欠如に起因する事故が多い。

3 今後の取締り方針

- 速度超過は、危険回避時の制動距離が著しく延びるほか、衝突時の衝撃も大きくなることから交通事故防止、交通事故被害軽減のため、速度違反取締りを推進します。
- 速度違反取締り以外に、重大事故に発展する可能性のある信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害、運転手や同乗する子どもの命を守るため、シートベルトやチャイルドシート取締りを強化します。
- 過去3年間の交通死亡事故は1件で、令和6年に錦江町城元の国道269号上で、道路横断中の高齢歩行者が亡くなる交通事故が発生しています。
国道269号では、過去にも道路横断中の歩行者がはねられる交通事故が発生していますので、特に同路線での取締りを強化します。